

# 平成24年度 法科大学院入学者選抜試験問題

## 憲 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、60分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲法】

下記の事例を読んで、設問に答えなさい。

X市は東京から40キロ離れた典型的な衛星都市である。X市は駅前の混雑緩和と土地の有効利用を考えて、X市の中心に位置するY駅前の地下に、車と自転車用の市営の有料駐車場を設けた。そこで地上にはかなりの空間ができた。X市はそこに噴水やベンチ・花壇等を設け、芝生を敷き詰めて広く市民が利用できるようにした。周囲には柵は設けられてはいるが、夜間は寝泊まりできないように、駅前にある派出所の警官が見回りをすることになっている。ただし、この広場を利用するについては最小限のルールを定める必要があるとして、X市は「Y駅前広場利用条例」を定め、必要に応じて罰則を科することができるようにした。

・・年、X市長の重大な公費使い込みの疑いがマスコミで報道され、市議会でも問われたが市長はこれを否定していた。市民がX市にこれに関する情報公開を求めたが、「X市情報公開条例」により非公開の内容に該当するとして拒否された。そこで、X市を浄化する目的で作られた市民団体（その多くが反市長派によって構成されていた）が市長のリコール運動を始め、無許可でY駅前の広場に小さなテントを持ちこんで署名活動を開始した。その活動が始まって3日目に、X市はこのグループの活動は、「Y駅前広場利用条例」8条1号に違反するとしてその活動を禁止し、さらに、当該団体に同条例20条により3万円の罰金を科した。

### X市Y駅前広場利用条例

1条 X市Y駅前広場（以下、広場とする）は、X市民およびY駅を利用する人々のために設けられたものであり、本条例はその利用に関する規則を定め、もってX市の健全な文化的・健康的・教育的発展に寄与することを目的とする。

8条 広場の利用は、公共の福祉に適うような利用に限定され、以下のような利用は原則できないものとする。ただし、特別な利用許可を求める場合は、利用2週間前にX市の公園課に申し込みを行う必要がある。

- ① 特定の政治・宗教目的をもった活動

- ② 他人に迷惑となるような音楽・スポーツ・飲食活動
- ③ 動物の放し飼い
- ④ 夜間の通行以外の利用

### 3章（罰則）

20条 本条例第8条に違反した者は，5万円以下の罰金に処する。

[設問] あなたが罰金を科せられた団体から依頼された弁護士であったとして，もっとも有効な法的対抗を講じなければならぬとすれば，どのような法的手段・論拠をもってX市に対抗できるであろうか。とくに，憲法からの論点を踏まえて論じなさい。